

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|--|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 1 0 2 号 |
| 件 名 | 政務活動費の後払いを求めることについて |
| 要 旨 | <p>新潟市議会議員に支払われる議員報酬は年間 1,029 万 6,600 円です。このほかに議員 1 人当たり年間 180 万円の政務活動費が支払われています。</p> <p>議員報酬内訳は、月額 65 万 5,000 円と期末手当 6 月,115 万 9,350 円, 12 月, 127 万 7,250 円。議員報酬と政務活動費を合わせて総額で、議員 1 人当たり 1,209 万 6,600 円が支払われています。</p> <p>さて、政務活動費については、不適切な支出、悪用が次々と明るみに出て、富山市議会で 12 名の議員が辞職するなど、大きな社会問題になっています。</p> <p>政務活動費は税金です。市民が納めたではなく取られた税金です。市政の主役は市民です。</p> <p>新潟市議会でも情報公開で政務活動費調査をしてみると、一部の調査だけで明らかに同様な不適切と思われる支出が多く見られます。税金を使っているとの認識が非常に薄いものと受け取れます。</p> <p>議員はもらった政務活動費は自分の金との認識になってしまい、全額使ってしまうおうとの努力が見え隠れしています。</p> <p>一般の給与所得者、サラリーマンでは、毎月支払われる給料、賃金で、各人がガソリン代や新聞代、電話代、パソコン代、書籍代のほか、ありとあらゆる費用を自費で賄っています。さらには貯蓄やローンなどでマイホームの新築などにも苦勞しています。そして、年収 200 万円にも満たない市民も多くいるのではないかと思います。それぞれが節約して生活しています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 28 年 12 月 8 日 議会運営委員会 |
| 受 理 | 平成 28 年 12 月 5 日 第 5 2 6 号 |

陳情第102号

| | |
|--|--|
| | <p>新潟市議への政務活動費は3カ月分が先払いされていますが、議員各位も税金使用の節約精神を養い、政務活動費を後払いに変更して、政務活動に使った分だけ請求することにして、税金である政務活動費の使用節約を切に願い、陳情します。</p> |
|--|--|